

## 令和5年3月 守口市教育委員会定例会の概要

○日 時 令和5年3月20日

午前10時00分～午前11時31分

○場 所 守口市役所 6階 教育委員会会議室

○出席者

教 育 長 太 田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 江 端 源 治

委 員 杉 岡 佐 緒 理

委 員 田 中 満 公 子

委 員 古 川 知 子

事 務 局

教育監 森田 大輔 教育総務課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

教育センター長 佐々木 幸子 生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

それでは、日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は「古川委員」を御指名申し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。

既に、委員の皆様には、12月23日に開催されました教育委員会12月定例会会議録（案）を配付しております。

原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、教育委員会12月定例会会議録（案）については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の順序の変更と審議の方法についてでございます。日程第6議案第12号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について」及び日程第8議案第14号「守口市教育委員会教育長の辞職の同意について」は、人事案件でございますので、全ての議題が終了した後に、関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、異議なしと認めまして、議案第12号及び議案第14号につきましては、全ての議題が終了した後に秘密会にて審議することといたします。

それでは、次に、日程第4議案第10号「個人情報の保護に関する法律等の施行に関する守口市教育委員会規則案」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第10号「個人情報の保護に関する法律等の施行に関する守口市教育委員会規則案」について御説明申し上げます。

議案書につきましては、1ページから2ページまで、なお、本議案の基となる条例

及び市長部局の施行規則につきましては、参考資料として3ページから5ページまでに添付しておりますので、こちらも御覧いただきますようお願いいたします。

本市におきましては、公正な市政と、個人の尊厳を確保し、市民の基本的人権の擁護に資することを目的として、平成11年に守口市個人情報保護条例を制定し、個人情報の保護を図る責務を果たしてまいりました。

そのような中で、今般デジタル化の推進に伴うデータ利活用の活発化や、データ流通量の増大に対して、個人情報保護を、より強固なものとするために、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要であること、また、データ利活用の支障となる現行法制の不均衡、不整合を是正する必要があることなどの理由により、国におきまして個人情報保護制度の見直しが行われました。

その結果、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によって、個人情報の保護に関する法律が改正され、従来、民間事業者や国の行政機関、独立行政法人及び地方公共団体という対象で分かれていた規律を、一覽的に規定するとともに、個人情報保護委員会が一元的にその規律を解釈運用することとなりました。

この改正に伴い、本市においても、改正後の個人情報の保護に関する法律が直接適用されることから、去る令和4年12月の守口市議会において、守口市個人情報保護条例を廃止し、新たに改正法の施行に際し必要となる事項を規定するため、守口市個人情報保護法施行条例が可決され、制定されたところです。

つきましては、法令及び当該条例の施行に関し必要な事項を定めるため、本市教育委員会においても市長部局と同様に、個人情報の保護に関する法律等の施行に関する守口市教育委員会規則を定めようとするものでございます。

主な内容でございますが、本規則については市長が所管する個人情報の保護の例によることとし、附則によって、令和5年4月1日から施行するとともに現状の守口市個人情報保護条例の施行に関する守口市教育委員会規則は廃止することとしております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 はい。説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、特に御質問、御意見がないようですので採決いたしたいと思います。

議案第10号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第10号につきましては原案どおり決定いたしました。

それでは、次に、日程第5議案第11号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○事務局 議案第11号「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案」につきまして、御説明申し上げます。

議案書9ページから11ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本市におきましては、大阪府の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき、「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」を定め、守口市立学校に勤務する府費負担教職員の勤務時間の管理等について、適正に対応してきたところであります。

このたび、地方公務員法の改正により、定年が65歳まで段階的に引き上げられること等を踏まえ、府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が改正されたことから、本市においても所要の改正を行うため、議案書の10ページから11ページの新旧対照のとおり、「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する規則」の一部を改正しようとするものです。

改正内容としましては、1点、第2条及び第4条関係につきまして、職員の勤務時間の割振り及び休憩時間に関して、これまでの再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

なお、改正後の「守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」は、令和5年4月1日から施行いたします。

加えて、経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなすこととしております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、この件につきましても、特に御質問、御意見がないようですので、採決いたしたいと思っております。

議案第11号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第11号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それから、これから定年の延長制度が順次実施されていきますので、円滑に実施していきたいというふうに思っております。

それでは、次に、日程第7議案第13号「守口市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第13号「守口市社会教育委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案書、13ページから14ページを御参照願いたいと存じます。

本市社会教育委員につきましては、社会教育法第15条及び守口市社会教育委員設置条例の規定に基づき、10名の委員を委嘱しておりますが、令和5年2月28日を持ちまして、現在委嘱しております委員が任期満了となることから、新たに委員の委嘱をお願いするものでございます。

14ページを御覧ください。守口市社会教育委員候補者名簿（案）でございますが、辞職する委員10名につきましては、文部科学省省令で定める基準を参照し、学識経験者を3名、学校教育関係者2名、社会教育関係者3名、家庭教育関係者の2名でございます。

任期につきましては、守口市社会教育委員設置条例第3条の規定に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2か年でございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

では、特に御質問、御意見がないようですので採決いたしたいと思っております。

議案第13号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第13号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第9議案第15号「令和5年度 めざす守口の教育（案）について」を議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 議案第15号「令和5年度 めざす守口の教育（案）について」を御説

明いたします。

議案書 16 ページから 39 ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

令和 5 年度の本市の教育指針である、めざす守口の教育につきましては、2 月教育委員会定例会にて御協議いただいたところでございますが、本日改めて、主な変更点等を説明させていただき、御審議の上、御決定賜りたく存じます。

令和 5 年度は、全体的に目指す成果等を明確にするとともに、市民の方など誰が見ても分かりやすいトークとなるよう、文言の追加や変更を行っております。

19 ページには、めざす守口の教育の内容として、教育理念基本方針を示しており、教育理念の「郷土を誇りに思い、夢と志を持って国際社会で主体的に行動する人の育成」を図るため、学校家庭地域がつながる小中一貫教育として、社会教育部局と連携して推進していくことを示しております。

策定に当たって、市総合基本計画や、市教育大綱等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大や、S o c i e t y 5 . 0 時代の到来による、急激な社会の変化に適切に対応することを重点としつつ、学校においては学校間連携を軸とする、一貫した中学校教育、家庭地域においては、育ちを支える教育コミュニティづくりに関わる取組みを進めるため、5 つの基本方針と、11 の重点項目を掲げております。

また、基本方針 1 の、枠内の文章変更にありますように、これまで感染症対策は新型コロナウイルスを主に考え記載しておりましたが、これらを感染症対策に変更し、あらゆる感染症について適切に対策していくこととしております。

20 ページには、教育理念の下、基本的な考え方と小中一貫教育について示しております。

21 ページは、令和 5 年度、教育委員会の主要施策について、連携、協働、信頼の 3 つの視点と、主要施策に分けて記載しております。主要施策については、令和 4 年度の主要施策より 2 点追加しております。

また、23 ページには、めざす守口の教育の位置づけを示しており、教育委員会 2

月定例会での協議内容を踏まえ、それぞれの取組み期間を追記するとともに、守口市新しい学校・園づくり審議会答申との関係についても追記をしております。

24 ページ以降の基本方針・重点項目につきましては、教育委員会2月定例会後に変更した内容を中心に説明いたします。

「重点項目1 健康・体力づくりの充実」では、令和3年度より、国事業を活用し、調査研究を実施している部活動の地域移行について追記をしております。

25 ページの「基本方針2 学力を伸ばす」では、リード文の1段落目に、資質・能力の育成を目指すことを掲げ、2段落目で、そのために「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の三つの柱をバランスよく育成することとしております。

3段落目では、個別最適な学びを強調するため、「自分に合った」という文言を追加、26 ページ4段落目では、「日常的な学習評価等」も含めた結果から、「児童生徒個別の状況把握・分析を行うこと」など文言を変更しております。

26 ページの「重点項目3 授業改善の推進」では、『すべての子どもたちにとって「わかる」「できる」授業づくりに向け、授業改善を推進します。』と文言を変更しております。

次に27 ページの「重点項目4 自学自習力の育成」では、リード文にて「自分に合った学習に取り組むことができるよう」と文言を改めるとともに、学習のつまずきについて、把握に努めるとすることで、学校等が子どもたちに起こる様々なつまずきに応じた取組みにつなげていけるよう文言を改めております。

次に28 ページ、「重点項目5 支援教育の充実」では、交流及び共同学習について目的を明確にするとともに、必要な指導体制を整備することを追記しております。その上で「具体的な取組み」では、②で、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成、活用を押さえつつ、③で、それらの計画に基づく、自立活動の実施に加え、必要な時間数の設定や、指導方法の工夫について追記しております。



29 ページからの「基本方針3 心を育てる」では、令和5年4月1日に施行される、こども基本法について押さえるとともに、同法の基本理念でもある、多様な社会的活動に参画する機会を確保と、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会の確保を追記しております。

30 ページの「重点項目6 人権教育の充実」では、リード文の2段落目において、これまで具体的な取組みの一つとしておりました、児童生徒の安全を最優先とした虐待通告について追記するとともに、児童虐待に類似したヤングケアラー等について、その特徴や実情を正しく理解するため、日頃から支援にかかる教職員の研修充実に努めつつ、関係機関との連携強化を図ることを追記しております。

以上、「令和5年度 めざす守口の教育（案）について」を御説明させていただきました。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

今の御説明であったとおり、よりよいものを目指して、事務局内でも検討を重ねてまいりました。また、校長会でも、御意見をいただいたり、最近の様々な国やグループなどの動きも取り入れられるように、工夫をしてみました。

また、今御説明がありましたとおり、前回からの修正点がありますので、御意見をいただけたらと思いますので、御質問、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。

また、御質問、御意見だけではなく、これを活用してこんなふうにしていきたいといった感想や、抱負でも結構ですので、お聞かせいただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

毎年こういった形で策定しておりますが、改めて今後の予定について、今回、教育委員会で決定した後に、どのように学校現場や市民の皆さんに周知していくかなど、大まかな予定を事務局のほうから、ご説明をお願いします。

○事務局 今後の予定につきましては、4月4日に校長会が行われます。そちらで説明させていただいた後に、市のホームページに掲載させていただきます。校長会でも、教職員や保護者、学校運営協議会の皆さまに共有していただきますよう、指導助言していくように考えております

学校では、教職員にも1人1台のタブレット端末が入っておりますので、そちらにも、めざす守口の教育を入れられるように学校にお話ししていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 計画は作ることも、実行することが大切だと思いますので、事務局も工夫して、各学校の一人一人の先生方にもきちんと伝わって理解していただければと思います。また、これから保護者の方や地域の方と協働していくことが大切なので、学校にはこれまでも周知には努めてきましたが、これから学校と協働して、取組みの担い手となっていただける方にも丁寧に説明して、より多くの方が参画していただけるように、これからも周知を務めていきたいと思っております。

それでは、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

○委員 感想になってしまうのですが、今までも誰一人取り残さず、全ての児童生徒の確かな学びを保障するための取組みがなされてきましたが、「令和5年度 めざす守口の教育（案）」の主要施策では、児童生徒一人一人に応じた学びを、各学校が創意工夫することが明記され、各重点施策にも自分に合った学習習慣や、自分に合った学習に取り組むなどの文言が入りました。

一人一人に合った学びを模索し、きめ細やかな教育をさらに目指していくことが伝わってきました。先生方にもしっかりとこの冊子を活用していただいて、児童生徒一人一人を大切にした教育を目指していただければなど期待しております。

○教育長 ありがとうございます。

○委員 原案に、賛成でございます。

めざす守口の教育の内容が一人でも多くの教職員、一人でも多くの児童生徒や保護

者に身近なものになるよう、できることを何でもやっていっていただきたいなと思います。

私のほうからは、毎年言ってるんですが、親しんでもらうために、できるだけ写真を増やして、字の数を減らして、言葉を研ぎ澄ますというか、心に染み渡るような表現を磨き続けていただけたらありがたいと思います。以上です。

○教育長 ありがとうございます。

○委員 私も原案に賛成しております。やはり、現場の先生も忙しいので、校長先生が、特にうちの学校では、ここの部分をこんなふうに理解して取り組もうみたいなこととか、校長先生がやろうとされてることを教育委員会としても、一定把握に努めていただけたらありがたいなというふうに考えております。以上です。

○教育長 ありがとうございます。

○委員 私も、お示しいただいた案で賛成でございます。

皆様方がおっしゃっておられることと被ってしまうかもしれませんが、一番大切なことは、先生たちに周知して、先生たち一人一人がこちらに書いてある内容を目指していただくということかと思っておりますので、周知と、それから実践がうまく回っていくような見届けや見守りも、引き続きお願いしたいと思っておりますし、何かこの場で、文脈に沿って御報告いただけるようなことがあればお聞かせさせていただきたいと思っております。以上です。

○教育長 ありがとうございます。

本当にこれ、大分ボリュームが増えまして、全体像を理解するのはなかなか難しい面も出てきてるなとは思いますが、その分いろんな必要なことは盛り込んでいるのかなと思っております。

また、細分化されているようですが、貫いている考え方をきちんと理解していただくことが必要だなと思っております。

今、大きな流れとして、子どもを中心というコンセプトであったり、それから先

ほど御指摘いただいたとおり、一人一人に合わせた学び方ということをやっていくことが大事、それから学び方だけではなく、いろんな、一人一人に合った支援をしていくというようなことが、全体を通じて貫いて書けていると思います。

そういった全体に連なる理念なども、当事者の教職員に御理解いただいて、それぞれの項目を、御理解いただけたらと思っております。

今度は、今一人1台端末を持っておりますので、見たいときにまた見ていただけるような形になりますし、今までも、学校の様々な場所に掲示したりしておりましたが、時々振り返るツールとしても使っていただけるよう、事務局からもいろんな機会を捉えて、めざす守口の教育の主旨を周知していきたいと思っております。

また、写真を入れたことは画期的だと思っております。このように事務局からも様々なアイデアを出していただいて、いずれ動画になるんじゃないかなという勝手な期待をしています。あるいは、市民に向けて15秒ぐらいの動画で紹介するとかっていうことも考えられると思いました。

○委員 動画は3分でお願いします。

○教育長 それではさらに、ダイジェスト版などアイデアを考えたいと思います。

また、いろんなアイデアを出し合いながら、日々バージョンアップしていけるといいなと思いますので、これからもいろんな御意見をお寄せいただけたらと思います。

それではほかに御質問、御意見がないようですので、議案第15号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第15号につきましては原案のとおり決定をいたしました。

それでは、次に、日程第10報告第1号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。

それでは、議題の説明をお願いします。

○事務局 議案書40ページから43ページまでを御覧いただきますようお願いいたします。

報告第1号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」でございますが、教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により、教育委員会での決定事項でございますが、市長部局と同日に通知する必要があったことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき、令和5年3月14日付けで教育長が臨時で代理して決定し、同日付けで人事異動を通知いたしました。

以上、御報告申し上げ御承認いただくものでございます。

よろしくようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

毎年の定期的な人事異動ではございますが、来年度の体制強化に向けて、市全体の人事異動と連動するものですが、できるだけ体制が充実するような形で体制を組んだところでございます。

一点、御紹介します。教育監におかれましては、今年度、教育部長を兼務していただきましたが、来年度から、部長心得で、瀬尾さんという方に来ていただいて、教育監の負担も軽減できるかなと、ほっとしております。守口市全体の教育の充実のために、いろいろ力を発揮していただければというふうに思っております。

それでは特に御質問、御意見がないようですので、報告第1号につきましては、議案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第1号につきましては議案どおり承認することといたします。

次に協議事項に移ります。

協議事項第1「学校教育情報化推進計画（案）」についての説明をお願いいたします。

○事務局 協議事項1「守口市学校教育情報化推進計画（案）」につきまして、御説明申し上げます。

議案書44ページを御参照いただきますようお願いいたします。

学校教育の情報化の推進に関する法律の規定に基づき、文部科学大臣により、令和4年12月に学校教育情報化推進計画が策定されました。これを受けて、学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第2項に基づき、本市においても、学校における教育の情報化の基本的な考え方と、進むべき方向性を明らかにするとともに、教育の情報化を取り巻く国等の経過や、現状を踏まえ、具体的な取組みを進めることを目的に、守口市学校教育情報化推進計画を策定しようとしています。

概要でございますが、45ページ、第1章は「計画の策定の基本的な考え方」といたしまして、「1 計画策定の趣旨」及び「2 計画の位置づけ」を示しております。

この計画は、ICTを活用した教育の実績向上と、学校における働き方改革を推進する上で、基本的な考え方と進むべき方向性を明らかにするとともに、国や市の経過や現状を踏まえ、必要な施策や事業を体系化、計画化し、具体的かつ恒常的な取組みを進めることを目的に策定するものです。

また、本計画は、学校教育の情報化に関する法律の下、守口市総合基本計画及び第2次教育大綱を踏まえて、策定されるめざす守口の教育と並び、本市の施策の推進を図るための行動計画として位置づけようとするものです。

第2章には、学校教育の情報化の方向性として、「1 国の現状」及び「2 本市の現状」を記しています。

本市の現状は、「（1）児童生徒の資質・能力の育成」、「（2）教職員の指導力」、「（3）ICTの環境整備」、「（4）学校における働き方改革と組織・体制」の4項目に整理して記載しています。

48ページにまいりまして、第2章の3では、「学校教育の情報化に関する基本的な方針」を述べています。

「(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」、「(2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保」、「(3) ICTを活用するための環境の整備」、「(4) ICT推進体制の整備と校務の改善」の4項目で、第2章の「2 本市の現状」に対応するよう整備し記載しています。

50ページ「4 計画期間」については、国の計画が令和3年12月策定から3年後を目途に見直しを行うものとされていることから、本市においては、令和5年度から3年間としております。但し、国等の政策の見直しや、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて推進計画の見直しを行うことといたします。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、御協議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

計画は令和5年度から7年度までという形で、4月の年度初めにはちょっと間に合わないような感じではあります。

今後、定例会で協議していただいて、その後どのような方法、プロセスを経て、いつ頃に策定するのか、事務局からご説明いただけたらと思います。

○事務局 本日、御協議いただいた後、再度計画の見直しををさせていただき、令和5年の6月又は7月頃に策定し、そこから3年間の計画と考えております。

○教育長 では、7月頃から3年間ということでしょうか。令和5年度7月スタートで令和8年度6月末終わりの3年間ってということなのか、年度で考えるのか日にちをスタート、期限として3年間と考えるのか、どちらでしょうか。

○事務局 年度で考えるようにしております。

○教育長 ありがとうございます。

冒頭の趣旨も、国の動きも記載し、ボリュームが大きくなっておりますし、策定に向けた検討ペーパーの中でも、論点例も書き加えられるのではないかなということ、

挙げておりますが、具体的に書くと、ボリュームも増えてくる可能性もありますので、文言の書きぶりを理念的なものにするのか、具体的なものにするのかといった、書きぶりについても調整しながら全体を策定していきたいと思っております。

また、これも今までいろんな教育委員会で作ってきた計画や方針と同様に、やはり、一人一人の教職員にもきちんと理解してもらおうとともに、保護者や地域の方、市民の皆様にも、学校の情報化がここを目指し、こういうふうに進んでるんだということが分かりやすいような計画にしていかなければならないと思っておりますので、様々な観点から、御意見をいただけたらと思っております。

○委員 中に非常時のオンライン授業のことが載っていたと思うのですが、非常時に動けないと意味がないと思うので、例えば避難訓練のように、普段から計画的に練習ができたらいいのかなと思いました。そういったことも盛り込めるなら盛り込んでいただけたらと思っております。

特に長期休暇中に自宅から通信ができるか、オンライン授業を受けられるかというテストとかも、普段から子どもたちに練習することで、先生や子どもたちも、非常時に動けるようになるのではないかと考えております。

○教育長 ありがとうございます。

これからICTの利活用というのは、どんどん広まってきて、災害時での利活用というのも子どもたちの安全安心のために、重要な要素になってくると思っておりますので、そういったことも踏まえて、工夫していきたいと思っております。

ただ、あくまでも計画ですので、3年間の方向性的なものにならざるを得ないのかなと思います。具体的なことは、本計画に基づいて取り組んでいくことになるかと思っております。

いずれにせよ、そういった災害時や、子どもたちの安全・安心、子どもたちの学びを守ることは非常に大切な視点だと思いますので、ぜひ反映していきたいと思っております。



また、国もこの計画を作っているのですが、並行して様々な教育データの利活用や検討がますます進んでいきますので、この計画は普遍的なものを書かざるを得なくなるのかもしれませんが。国の動きを待つだけではなく、我々も主体的に考えて、様々な教育課題への対応や、学校教育の充実のために率先して取り組んでいく必要があると考えています。

本計画はボリュームがありますので、委員の皆様には会議の後もいろいろ御意見を聞かせていただけたらと思っております。

また、事務局でも、ブラッシュアップして、お示ししていきたいと思っております。それでは、次に報告事項に移りたいと思います。

報告事項1の『守口市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について』の説明をお願いします。

○事務局 「守口市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」御報告申し上げます。

議案書70ページから71ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本市におきましては、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助として行う就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めるため、守口市就学援助費支給要綱を制定しております。

このたび、2点の変更をいたしましたので説明いたします。

1点目は、援助費の支給額についてでございます。就学援助費の費目及び支給額につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱を基に制定しておりますが、文部科学省初等中等教育局通知により、同補助金交付要綱の一部改正があったことから、本市教育委員会といたしましても同様の改正を行いました。

具体的には、別表第1の援助費の支給額を改め、新入学児童・生徒学用品費の小学6年生の家庭に支給する額を増額しております。

2点目は、援助費の支給対象者を判定するための基準額についてでございます。この基準額については、大阪市消費者物価指数を勘案し、毎年度、見直しを行うこととしていることから、別表第2のとおり、基準額を見直しております。

なお、本要綱施行日は、令和5年4月1日としております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

令和4年の途中かもしれませんが、対象となる児童生徒の数はどれぐらいでしょうか。

○事務局 ただいま、小学校の認定者数は1086名、中学校につきましては635名、合計1721名です。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

報告事項2と3については、単価の改訂についてですので、続けて御説明いただき、その後質問としたいと思いますのでよろしくお願いします。

○事務局 報告事項2「守口市読書活動推進事業実施要綱の一部を改正する要綱について」及び報告事項3「守口市特別支援教育支援員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱について」一括して報告させていただきます。

議案書72ページから75ページを御参照いただきますようお願いいたします。

読書活動推進事業については、児童生徒が豊かな感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、情報活用能力を向上させるため、市立学校図書館に学校司書を配置し、読書活動の充実及び市立学校図書館の整備を推進する授業を実施しております。

本市における学校司書は原則として、各中学校区に1名を配置しており、1時間当たりの報償金を1,000円と定めています。

特別支援教育支援員派遣事業については、市立学校に在籍する、教育上特別の支援

を必要とする児童生徒の健全な育成及び学校における特別支援教育の推進にするため、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を派遣しております。

本市における特別支援教育支援員は、特別支援教育について理解と熱意のある者のうち、発達障害に関して専門的知識を有する者など、市教育委員会が選任しており、1時間当たりの報償金を1,000円と定めております。

これらの報償金について、大阪府最低賃金を参考に見直しを行い、1時間当たり、1,023円に改正しようとするものです。

以上、誠に簡単な説明ですが御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。

学校司書、それから特別支援員の報償金の単価の改訂ということでございます。

当然、どちらも大事な職種ですので、様々な職場環境も含め、改善に努めていきたいと思っております。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、報告事項4「令和4年度中学チャレンジテスト（1・2年生）結果概要について」の説明をお願いします。

○事務局 「令和4年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果概要について」御報告いたします。

まずは、調査概要について、議案書77ページを御参照いただきますようお願いいたします。

令和4年度の中学生1、2年生のチャレンジテストにつきましては、調査概要に記載のとおり、令和5年1月11日に実施されました。

本市におきましても全校が参加し、その結果については、2月28日に各校及び市教育委員会に提供されたところです。

各学年の実施人数は記載のとおりで、調査内容といたしましては、第1学年が国語、

数学、英語の3教科、第2学年が、さきの3教科に理科、社会を加えた5教科となっており、各教科の出題範囲が、当該学年までに学習した内容及び実施日までに学習した内容となっております。

各教科の問題数等は記載のとおりでございます。

次に議案書、76ページを御参照ください。

守口市の結果概要の資料に添って説明いたします。

まず、全体のポイントといたしましては、国語の言葉の特徴や使い方に関する事項、数学の図形、理科のエネルギーなどで80%以上の正答率を示すなど、生徒の学力はおおむね定着している状況が見られました。

一方、国語、英語の書くこと、数学の関数などにおいては平均正答率の低い問題や、無解答率の高い問題があったほか、全体の低下から引き続き、思考力・判断力・表現力の育成に注力していく必要があると認識しております。

また、生徒アンケートより、1、2年生ともに授業改善に係る項目の肯定的回答の割合について、大阪府平均より高い傾向が見られ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善は着実に進展している一方で、家庭で自ら課題を見つけ、学習する生徒の割合は1、2年生とも50%程度又はそれ以下となっており、自学自習力の育成に係る取組みの一層の充実が求められる結果となりました。

全体のポイントの下段に示しておりますのは、本市の各教科の結果です。

項目を三つに分け、左側上部から、教科別の平均点を表で示し、その右隣には2年生の結果について教科ごとに比較するため、1年生時、2年生時の平均正答率について、大阪府を1としたときの本市の状況を経年変化で見ることができるよう折れ線グラフで示しております。

なお、記載は、経年比較が可能な国語・数学・理科のみとなっております。

下段には、各教科の領域別の結果について、大阪府を1としたときの守口市の結果を示しております。

各教科の結果の全体を見ますと、同一集団における1年生から2年生の教科別の比較では、大阪府を1としたときの守口市の結果において、国語の結果で向上が見られております。

また、各教科の領域別比較からは、2年生の国語で書くことの領域、1年生の数学で図形、2年生の理科のエネルギーや粒子で、正答率の高い傾向が見られました。一方で、2年生の理科の地球、2年生の英語で書くこと、1年生の英語で読むことや書くことの領域において、正答率が低い問題や無解答率が高い問題が見られました。

各教科の結果全体の補足といたしまして、結果概要に記載のない部分でございますが、社会の地理的分野における知識技能に係る問題の多くの正答率が大阪府を上回っている状況や、各教科の思考力・判断力・表現力に係る問題について、大阪府と比較すると無解答率が低い状況がありました。

各教科の結果の下には、棒グラフで生徒アンケート結果を示し、右側にその考察を記載しております。

文頭でございます白丸は、良かった点について、黒丸は、課題が見られる点について記述していることを表しています。

また、内容につきましては、項目①から③の肯定的回答の割合が80パーセントを上回っていることなど、全体のポイントのうち、生徒アンケートに関わる部分を補足するものとなっております。

本結果概要の取扱いにつきましては、調査の目的を踏まえ、ほかの取組みと併せて、本市の生徒の状況把握及び教育施策の検証の材料とすることや、各校が生徒の状況把握及び日々の教育活動の推進、中でも授業改善の推進や、自学自習力の育成に向けた取組みについて検証する内容とすることができるよう、市立学校に周知し、活用するものと考えております。

最後に、各学校には、学校ごとの結果並びに生徒の個別結果が送付されていることから、各学校においても、結果を分析等し、個別の指導に活かしていくよう、指導、

助言してまいりたいと考えております。

以上、「令和4年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果概要について」の報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 平均点比較のところ、国語と数学は大阪府と比べて3点ぐらいの差があるかと思うのですが、英語だけ結構差があるなという感じがします。

英語において、毎年どれぐらいの差があるのかということを知りたいのと、同一集団経年比較でも、英語の落込みが気になります。今考えられる範囲で、何か要因が分かれば教えていただきたいです。

○事務局 英語の状況につきまして、昨年度も1年生から2年生にかけて若干下がっているという結果がございます。

子どもたちの授業の中での取組み、学校内の授業の取組みに関しましては、そこまで分析を詰められていないというのが現状です。

次年度につきましては、全国学習状況調査もございますので、その中で子どもたちの状況を把握し、取組み等をお届けしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか、私から補足させていただくと、同一集団経年比較というのは、確かに誤解を与えていると思っており、成績が下がったというような印象を持ってしまっているのですが、決して下がっているわけではなく、1年生と2年生というのは異なる内容を出題していますので、言い方を変えると、1年生の内容は大阪府の他の市町村の子どもたちと同じように身についたんですが、2年生の内容は難しくなり、2年生の分を積みあげられなかったというのが実態だと思います。しかし、こうなるのと何か下がったような印象になるので、今後、学力調査の結果を示すときには、下が

ったというような印象ではなく、内容が難しくなり、2年生の内容が多く積み上げることが出来なかったということだと思うので、結果の示し方への工夫をこれからはしていきたいなと思います。1年生の内容と全く同じ問題が出題されていれば、これは下がったと言えますが、そうではなく、異なる内容で出題しておりますので、2年生で習った内容が十分に定着してなかったということです。成績が下がった印象を持たれないような表現を工夫していきたいと思っております。

先ほど事務局からも説明がありましたが、本調査は問題数も少なく、出題した領域の問題も1問ずつぐらいで、内容の定着が十分ではないと判断するには問題数が少ないので、今後、全国学力調査等で出題された部分と、チャレンジテストで出題された部分を併せて見るなど、事務局でも工夫していきたいと思っております。

特に思考力、判断力、表現力の育成が課題であるというのは、様々な調査から言えると思うのですが、チャレンジテストからでは数問しか出題されていないので、それだけで本当に課題であると言えるのかと思うこともありますし、全国学力調査と照合してるわけではないので、単元によっては全国学力調査では成績が良かったが、チャレンジテストでは悪かった、なんていうと、それぞれの結果を発表して、こっちでは良かったと言って、こっちでは悪かったと言ってしまうと、本当はどっちなのかというようなことになってしまうので、今までは、チャレンジテストと全国学力調査の結果を分けて発表していましたが、トータルで見て、指導改善に取り組むべきだと思います。

様々なテストで課題、課題といわれ、学校現場も暗い雰囲気になってしまうと思うのですが、逆に着実に身についたというような捉え方をし、ここはまだ身につけていないから、今後の指導を改善していこうという姿勢が大切かと思っております。あくまでもチャレンジテストや全国学力調査は診断のツールだと思いますので、学校や市の平均で一喜一憂するのではなく、一人一人の子どもの状況を把握するためのツールとして、各学校現場で活用してもらえようしていきたいと思っておりますし、それを促すために

は、調査結果の発表資料にも工夫をしていきたいと考えております。

○委員 近年、調査結果が発表されるたびに新型コロナの休業等の影響は、どのようになっているのだろうという思いを持ちながら、調査結果を拝見しているところです。そのことに関して、数値として出すことは難しいと思うのですが、もし、現場の先生方が、その観点で把握しているようなことがありましたら、教えていただきたいです。

○事務局 新型コロナの臨時休校や学年閉鎖等による影響としましては、特段、学力に影響を与えたということはなく、調査結果から分かるよう、能力は定着していると捉えており、学校現場とも共有しております。

先生方も私たちと毎週オンライン会議を実施し、共有しているところではあるのですが、オンライン技術が授業の中に入ってきており、コロナの中で実際に発言する機会が少なくなっても、オンラインを活用して子どもたちが交流するというような授業も、進んでいるというのが実態です。

子どもたちの声がなくとも、子どもたちの思いを表現する、アウトプットするような場面が出てきている中で、子どもたちが自分の意見を言うようになってきたというような先生方の声も把握しておりますので、このような好事例も共有しながら、どのようなことが、どの教科のどの単元で活用できるのかというところで一緒に考えて取り組んでいるところです。

以上です。

○教育長 補足をしますと、コロナによる勤務日数の減少についても報告を受けており、そのような事象も勘案したうえで、全国学力調査の結果をみると、全国的にも出席できる日数が減ったり、学習活動が制限される中にもかかわらず、子どもたちのペーパーテストの結果は非常に高いといえますか、しっかりと定着しているという結果として分析しておりますので、結果だけを見ると子どもたちは、コロナ禍でも着実に学力が定着していると思っております。



一方で児童生徒アンケートの中でも、勉強に対する不安が増えておりますので、そういう中で子どもたちが頑張ったということは、子どもたちはすごいなと思いますし、そういった子どもたちに、きめ細かに指導方法を工夫していただいた先生方というのは、守口市も含めてすごいと思いますので、因果関係までは分からないのですが、相関としては出ているわけですので、今後も子どもたちを取り巻く環境には、コロナだけではなく、様々な要因が絡んできますので、子どもたちがどのように考えているのか、どの学習のどこで止まっているかということを引き細かく把握しながら進めていくことが大切だと考えております。

一方で、もう一つ大きな流れとしまして、学習指導要領に基づき、子どもたちの学びを深めていく途中でありますので、今まで受け身だった学びから、子どもたちが自ら学ぶ力を高めるような取組みというのは、守口の各学校でも発達段階に応じて、様々なツールを使って把握し、それを伸ばしていくという取組みを、今後も進めて欲しいと思います。

余談ですが、英語は過去の全国学力調査を見ても、伸びしろがあると思っております。批判するわけではないのですが、全国学力調査は、英語の能力の狭い部分しか捉えていないと思っております。ペーパーテストには限界があり、英語は聴くだけではなく、英語を使って自分の考えを表現する力が求められますが、なかなかペーパーテストでは測れないので、授業の中で学習評価をしながら、そういった力を高めていくしかないと思っておりますので、学習指導要領だけではなく、英語で身につけたい資質能力を捉えて、バランスよく英語力を身につけていけるようにこれからも授業改善を進めていかないといけないと思っております。ペーパーテストでは書かれたことのみを見ておりますので、話す力の伸びしろはまだまだあると思っておりますので、学習評価の方法なども工夫しながら、子どもたちの学習状況を把握して伸ばしていくようにしなければならないと思っております。

他にご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思います。

報告事項5「守口市における小中一貫教育の取組みと成果について」の説明をお願いいたします。

○事務局 報告事項5「守口市における小中一貫教育の取組みと成果について」御報告いたします。

議案書78ページから87ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

本市では、「郷土を誇りに思い、夢と志を持って国際社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念として掲げ、この教育理念を効果的に実現させるため、平成26年度より小中一貫教育を、令和2年度より全中学校区で学校運営協議会制度を導入しております。

このたび、守口市の小中一貫教育を次の段階へ進めるべく、全ての中学校区で特色ある小中一貫教育を充実させ、義務教育学校や併設型小中学校を目指すことについて、守口市新しい学校・園づくり審議会からの提言を受け、平成25年4月に策定した守口市小中一貫教育の手引きの改訂等に取り組むに当たり、本市の小中一貫教育を総括し、本日報告しようとするものです。

全体の構成といたしましては、「1.小中一貫教育を導入した背景と目的」、「2.小中一貫教育に関連する取組み」、「3.小中一貫教育の成果」、「4.今後について」の4点となっております。

「1.小中一貫教育を導入した背景と目的」では、社会の著しい変動に合わせ、子どもたちを取り巻く社会環境の変化に伴い、本市においても学力の問題、中1ギャップ、教育コミュニティづくりなどの教育課題があったことを示すとともに、それらの教育課題に対応していくため、「①確かな学力の定着、『中一ギャップ』の解消」、「②小中連携を軸に各中学校区の特色ある教育活動の推進」、「③地域に根ざした学校づくり」の三本柱を掲げ、学校・家庭・地域が義務教育9年を見通した、「めざす子ども像」を設定し、学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育を目指し、施設分離

型を基盤とする中学校区を単位とした小中一貫教育を推進していることを示しております。

同ページの「2.小中一貫教育に関連する取組み」では、「(1)各中学校区の取組み」、「(2)義務教育学校の設置」、「(3)学校運営協議会制度の導入」、「(4)さつき学園の取組み」の4点を示しております。

79ページには、全ての中学校区等での共通した取組みとして、「①担当者会議の定期開催」、「②小・中学校間の相互参観」、「③中学校区の教育課題に沿った合同研修会」、「④中学校区合同授業研究会」、「⑤児童生徒の交流活動」、「⑥中学校区教育フォーラム」について特徴的な取組みをそれぞれ掲載しております。

80ページの「(2)義務教育学校の設置」では、さつき学園の開校経緯と義務教育学校の主な特徴を示しております。

81ページの「(3)学校運営協議会制度の導入」では、導入の経緯とコミュニティ・スクールについて示しております。

82ページからは「(4)さつき学園の取組み」として、教育目標を示しつつ、学校経営方針の3点についてそれぞれ具体的な取組みを示しております。

84ページからは、「3.小中一貫教育の成果」として3点示しております。

「(1)教職員の指導力向上による確かな学力の定着」では、中学校区の取組みで示した、中学校区合同研修会や、教職員合同研修会、総合授業参観などの取組みにより、教職員の指導力が向上してきていることを示しつつ、全国・学力学習状況調査の結果でも、中学校等の3年生の学力状況として、長期的に向上傾向が見られることや、同一集団を比較したときに、小学校等6年生から中学校等3年生にかけて、正答数が少ない層が改善されてきていることをグラフで示しております。

85ページの「(2)系統的な指導や一貫した支援による中1ギャップの解消」では、子どもたちが9年間の学びの見通しや、上位学年への憧れを持てたり、社会性や責任感を育てていることが最大の成果としつつ、これらの取組みによる成果の一つと

して、中学校等1年生段階での不登校が抑制されていることをグラフで示しております。

同ページの「(3) 学校運営協議会での協議による地域主体の取組みの実現」では、これまでの学校支援活動に加え、各中学校等の特色を活かした、地域が主体となった取組みが実現していることを示しつつ、86ページでは、令和4年度の各中学校区等の学校運営協議会開催状況を示しております。

最後に、87ページの「4. 今後について」では、「守口市新しい学校・園づくり審議会答申」を受け、中学校区等で教科等を横断した学習指導に関する工夫や、学習指導及び指導体制、学校運営の各面で改善されるよう「守口市小中一貫教育推進の手引き」の改訂に取り組むことを示しております。

以上、「守口市における小中一貫教育の取組みと成果について」の報告とさせていただきます。

○教育長 報告が終わりました。

報告の経緯としましては、守口では小中一貫教育をやっているけど、成果は上がっているのかという声を耳にするわけですが、守口にはさつき学園がありますが、さつき学園だけではなく、全市で取り組んでおりますので、全市での取組みの成果は、たくさん上がってきたと思っておりますので、一度、整理してみようということで、学力だけではなく、多岐にわたって成果が出ているので、それをまず振り返る形でまとめさせていただきます。

今後、こういった成果を踏まえて、前回作成した手引きから約10年が経過しておりますし、今度新たに、義務教育学校も作りますし、学校運営協議会も令和2年からスタートし、全ての地域ごとの学校運営協議会が進んできております。

また、さらに守口市の小中一貫教育を充実させるための参考資料となる手引きも作ろうと思っておりますので、今回の報告はその前段として成果をまとめ、報告させていただきました。

予定していた報告、連絡事項は以上ですが、その他報告等ありましたらお願いいたします。

○事務局 2点お伝えさせていただきます。

まず1点目ですが、卒業式の状況でございます。

3月14日に中学校、17日に義務教育学校、18日に小学校において卒業式を実施することができました。

また事前に、卒業式におけるマスクの取扱いについて、国府の方針を基に本市としても、卒業生、保護者、教職員のみで行うこととし、卒業式の教育的意義を考慮し、各学校の実情を踏まえ、児童生徒及び教職員のマスク着用を必要としない場面をできる限り設定し、卒業式を実施する旨を通知させていただきました。

条件としまして、多くの学校で入退場や卒業証書の授与の場面で、マスクを外している児童生徒が3割から7割程度という状況でございました。

続いて2点目は、新学期以降のマスクの着用についてでございます。

現在、本市では、児童生徒及び教職員については、新学期以降の学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないこととしつつ、例えば、混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等で医療施設、高齢者施設等を訪問する際に、マスク着用が推奨される場合は、マスクの着用を推奨することとしております。

現在、我々のほうでもその内容を継続しつつ、本日校長会がございますので、学校長にはそのように示し、新学期以降の教育活動について、すり合わせを行い、保護者や児童生徒、地域の方々に周知していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに、御報告はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、各委員のほうから何か御連絡、御報告はございますでしょうか。

他にないようですので、本日は議案第12号及び14号を残しています。これより

関係者のみで秘密会を行うことといたしますので、関係者以外はご退出ください。

それでは暫時休憩といたします。

(秘密会)

○太田教育長 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

それでは、本日の定例会を閉会します。